

ID: 5

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	公開請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市情報公開条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成27年条例第43号

【根拠条文】

(公開請求に対する決定)

第12条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨又は公開しない旨の決定（公開請求に係る公文書を保有していないとき及び前条の決定を含む。以下「公開決定という。」）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の一部を公開する旨の決定又は公文書を公開しない旨の決定をしたときは、その理由（公文書の一部を公開する旨の決定をした場合にあっては、残りの部分を公開しない理由）を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、実施機関は、これらの決定に係る公文書の全部又は一部が、期間の経過により公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長の理由及び決定をすることができる時期を書面により通知しなければならない。

【基準】

根拠条文、第5条及び第7条、第9条から第11条までの規定による。

(公文書の公開請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めることにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

（4） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（5） 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す

るおそれ オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは 地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (公文書の一部公開) 第 9 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第 7 条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なうことなく分離できるときは、その部分を除いて、公開請求者に対し、当該公文書を公開するものとする。 (公益上の理由による裁量的公開) 第 10 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第 7 条第 1 号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。 (公文書の存否に関する情報) 第 11 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開しない旨の決定をすることができる。			
標準処理期間		受理した日の翌日から起算して14日以内（第12条第1項）	
備考			
設 定 年 月 日		平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日 令和 5 年 7 月 28 日